利

 \equiv

武

隆

E

清

寬

義

家

清

弘

せい子

氏

橋

島

111

JII

木

藤

沢

屋

名

島

浦

Ш

JII

野

後

藤

藤

名

伊

增

越

小

鈴

斉

岩

土

椎

林

JII

橋

越

1

平

向

伊

伊

椎

佐久間

名

雄

彰

昭

郎

郎

雄

T

夫

嗣

 \Box

亮

市

照

定

治

志

昇

明

住

篠本1,162

篠本4,585

二又1,206

宝米1,205

傍示戸254

小田部1,123

宮川6,018-13

宮川5,320-1

宮川9,995

宮川4,630

宮川2,273

木戸8,138

木戸1,330-6

尾垂イ1,152

尾垂イ2,540

木戸9,498

目篠339

木戸905

台869-1

芝崎850

所

電

(5)

話

(5) 0018

(5) 0121

(5) 0325

(5) 0081

(5) 1269

(5) 0648

(5) 0240

(4) 0070

(4) 2116

(4) 0693

(4) 1892

(4) 0252

(4) 0157

(4) 0580

(4) 0682

(4) 0818

(4) 0522

(4)

(4)

1758

1052

1326

担

三区

宝米

芝崎

橋場

橋場

一区・二区

二又・新井

小川台・台

当

富下・虫生・傍示戸

母子・小田部・町住

西高野・谷中・入

宮内・作間内・県住

桑郷・古屋

原方・篠原

木戸・辻

関・辻の浜

白磯

尾垂

尾垂

五ノ神・長塚

地

区

民生(児童)委員決まる

8888

わたしたちが、

任

期

61

12

1

64

11

30

氏	·增加	名		住所	連絡先	担 当 地 域
高	梨	春	子	篠本5099	(5) 0186	篠本一・二・三区
鈴	木	良	子	宝米 9	(5) 1100	新井・宝米・二又
鈴	木	重	子	台869-1	(5) 0081	小川台・母子・小田部・
飯	島	紀美子		芝崎913	(5) 1174	芝崎・傍示戸・富下・虫生
大	木		玉	宮川6039-5	(5) 0272	橋場・桑郷
鈴	木	登美枝		宮川3714	(4) 0551	古屋・作間内・宮内
越	Щ	恒	子	谷中2005	(4) 1583	谷中·入·西高野·原方·篠原
椎	名	1	シ	木戸5938	(4) 0419	辻・木戸・長塚・五ノ神
鈴	木	米	子	木戸754	(4) 0309	白磯・関
加	瀬	<	ら	尾垂イ3471-2	(4) 1054	尾垂五・六区

任期 61 1 64 11

援助 た指 る方には、 れるものです。 に提出し、 助成が受けられます。 判 センターで判定を受けます。 療育手帳交付申 定の結果 措置を受け易くするために交付さ 神薄弱者 相談を行うとともに、 児童相 特別児童扶養手当や医 小により、 児)に対して、 談所又は、 請書を役場 重度と認め 障害者 福

祉

係

b 療

費

手

帳

各種

貫し

障 者 手 体 帳

ます。)

され が 民福祉課福祉係に申請します。 上半身、 わった方は、 たて4 代って申請します。 十五歳未満の者については、 続きが必要です。 ている方のなかで障害の程度が 脱帽) ・センチ、 診断書を添えて程度の 枚を添えて、 横3 現在手帳 センチの 保護 を所 役 写. 場

持

の各種 な医療を受けることができます。 ば、 であることの証票として交付されるも を利用するための、いわば身体障害 特殊便器等の日常生活用具の給付や貸 由になったとき、 付を受けたり、 聴器等の補装具や、 身体障害者手帳は、 体に障害が残り、 車椅子、 の援助が受けられます。 障害の部位により用紙 (診断書用紙は役場にあり 盲人安全つえ、 あるいは、 身体障害者福祉法上 浴そう、 日常の生活が不自 いろいろな制 更生に必 特殊寝台 たとえ は 異 補